

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都足立区入谷九丁目5番10号

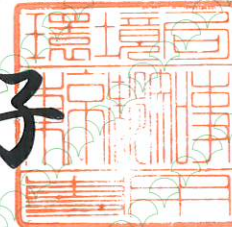
氏名 株式会社 カネテツ
代表取締役 阿部 正二

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 6月26日

許可の有効年月日 令和11年 6月25日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

切断 : 金属くず、木くず (以上2種類)

圧縮 : 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上3種類)

破碎 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (以上7種類)

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都足立区入谷九丁目5番10号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から18時までとし、施設の稼働時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 10年 6月 26日 新規許可

令和 4年 6月 26日 更新許可 第5回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

都認定番号:5-21-C0059

産廃エキスパート

2 事業の用に供する施設

施設所在地、足立区入谷九丁目5番10号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
切断	金属くず	574(t/日)	448(t/日)	平成16年9月7日		
	木くず					
圧縮	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃自動車に限る。)		40(t/日)	平成14年8月6日		
圧縮	金属くず	59.2(t/日)		平成28年12月20日		
破碎	廃プラスチック類	4.62(t/日)		平成17年11月21日		
	紙くず	4.68(t/日)				
	木くず	4.62(t/日)				
	繊維くず	0.86(t/日)				
	金属くず	4.07(t/日)				
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	4.80(t/日)				
	がれき類	3.55(t/日)				

(以下余白)